

暮らしの ニュース

No.219

発行/鎌倉市共生共創部地域共生課
電話 0467-23-3000 内線 2359

鎌倉市消費生活センター
電話 0467-24-0077(直通)

2022.3 発行

最近の墓事情とその背景



一般社団法人日本エンディングサポート協会

理事長 佐々木 悦子

1. はじめに

「わたしが死んだら、田舎のお墓を守ってくれる人はいなくなる」「このままだと、わたしの代で家が途絶える」

自分が最後の墓守（お墓やお寺のつきあい、法事などを担う人）になりそうだという立場の人もいれば、家の名前を継ぐ跡継ぎはいるけれど、このままでは先祖代々のお墓がだれにもお参りしてもらえない存在になる可能性がある、と考える高齢者、中高年は少

なくありません。

少子高齢化、地方の過疎化と都市への人口集中、核家族化などにより、無縁仏の数は増加の一途をたどっています。とくに地方では顕著ですが、大都会の墓地であっても、同様の傾向が進行しつつあります。

当てにできる墓守の跡継ぎがおらず、すでにあるお墓を無縁仏にしないためには、整理するしかありません。それが、「墓じまい（改葬）」です。

墓じまいをする方法としては、「今あるお

墓をきちんと管理できる場所に移す」「未来永劫、供養していただける永代供養の手続きをして、お墓自体をもう持たないようにする」「散骨や手元供養をする」など、いくつか方法がありますが、実際のところ、墓じまいはトラブルも多いので、しっかりと手順を踏んですすめたいものです。

『墓じまい』という言葉の響きに「何か悪いことをしているのではないか」と罪悪感かられる方もいらっしゃると思います。

お墓は、単にお骨の入れ物という意味以上に、その場に収めることが故人の供養であり、残された人たちの心のケアになる役割が大きい存在です。故人のためでもあり、自分のためでもあり、子孫のためでもあります。その納得感を得られるかどうか、そこは手続きを進めるに当たっての前提といえるでしょう。

2. 墓じまいの時期

「今あるお墓を私の代でなんとかしたい」というご相談をよく受けますが、墓じまいは必ずしも早ければよいというものではありません。

家族・親族構成、健康状態、金銭的事情や今後供養が絶対できないのかどうかによって、今すぐ行動に移すのではなく、もう少し時を待ってみた方がよいことがあるのです。

少子化をうけ、供養のあり方に変化が生じています。最近では、将来、墓守が不要のお墓が人気で、散骨や手元供養、なかでも永代供養墓のひとつでもある樹木葬が注目を浴



びています。お墓の値段はもちろんのこと、供養業界では価格破壊が起き、宗教者へ包むお礼（お布施など）は、本来宗教の域を超え、読経をサービスに対する賃金のようにインターネット上で安く価格設定をして僧侶派遣している企業まで出てきました。ほんの数年前までには非常識と言われていたことが今では当たり前になりつつあるのです。今後も新たな弔い方が普及していく可能性があるので、個々の墓じまいは、なにも今日・明日に結論を出す必要はなく、今後のお墓をどうするのか、よくよく家族・親族会議を開いてじっくり話し合い、時間をかけて解決していくという心構えが必要です。

しかし、どんな家庭であっても、遅かれ早かれ、墓じまいを考えるタイミングは訪れます。必ずしも急ぐ必要はありませんが、次のような方は、早めに対策を講じた方がよいケースがあります。

(1) 60代以上の長男で後継者がいない場合

お墓は、祭祀財産といわれ、非課税の対象となり、一人だけが祭祀承継者として継ぐことができます。この祭祀承継者は地域の慣習によって決められることが多く、長子相続により長男がなるケースが多く見受けられます。

ただし、未婚、あるいは結婚しているが子どもがいない、離婚して独身など、墓守を任せられる後継者がいないのであれば、そろそろ行動を起こしても良いでしょう。

(2) 自身が70代以上で、配偶者をなくし、自身が墓守をしている男性または女性

子どもはいない、あるいはいてもお墓の近くに住んでおらず、先々墓守を任せられないという場合、すぐにでも手を打つ必要があります。

ただし、墓じまいの煩雑な手続きは精神的にも負担が大きく、体力的にも厳しくなるので、手続きが困難な場合は、行政書士等のサポート依頼を検討しても良いでしょう。

(3) 40代以上のおひとりさま

まだ40～50代の若い世代であっても、未婚、子どもがいない、離婚して独身という場合は、この先もおひとりさまであるという可能性が大きいかもしれません。ご自身に万が一のことがあった場合、親世代の墓じまいはもちろん、自分自身のお墓の収まり場所をどうするのかも考えておく必要があります。

いずれにしても、墓じまいは、“想定”の話になることが多いので、その時になってみなければわからないこともあります。

相談相手がおらず困った時には、専門家や石材店等に相談する手もありますが、金銭が関わる場合には、必ず書面で見積書を複数から取り寄せることをおすすめします。

3. 墓じまいの手続き

民法第八九七条では、「慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する」と定めています。

一般的には、故人はだれかを祭祀承継者(名義人)に指定(口頭でも遺言でもよい)しますが、とくに指定がなければ、家族や地域の慣習によります。それでも決まらなければ、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、最終的には司法が決定します。

また、祭祀承継者がお墓を承継する際には、墓地管理者へ届け出る必要があります。

お墓が寺院墓地の場合はお寺へ届け、檀家としての立場も引き継ぎます。お墓が霊園にある場合には霊園の管理者に届けます。お墓が相続人の所有地にある場合は、土地の相続登記も必要になります。

お墓を返還する前に、埋葬されている遺骨の行き先を考えておきます。新たにお墓をつくらないのであれば、散骨やお寺等に永代供養をお願いするなどの選択肢があります。先祖代々のお墓であれば後々のトラブルを避けるためにも親族の合意は取り付けておくべきでしょう。

墓地・埋葬等に関する法律第5条第1項により墓じまい(正式には改葬)には、人間が引っ越しする場合と同様、遺骨の転出届と転入届にあたるものを自治体に提出するなど、諸手続きが必要になります。

注意点は、新墓地と旧墓地の手続きは、ほぼ同時進行になるという点です。お墓が寺院墓地の場合は、新墓地をきめる前に、事前に住職へ相談し、了承をもらっておきましょう。

断り無しに物事をすすめ、住職との感情のもつれにより高額な離檀料を請求されるというトラブルが発生しています。そのため、「なぜ、お墓を移したいのか」という理由をしっかりとお伝えしましょう。「跡継ぎがないため、このままでは将来無縁墓になりかねません。お寺様にもご迷惑をおかけしたくありませんのでご相談に伺いました。ご先祖様あつての私たちですので、しっかりと供養をして差し上げたいと思い、お墓を移したい(永代供養墓等)のです。」といったようにしっかりと事情を説明すれば、きっと住職も理解してくださることでしょう。

墓じまい(改葬)の諸手続きの流れは次のようになります。

(1) 市区町村役場から「改葬許可申請書」を入手する

申請書類はホームページからダウンロードができる自治体もありますが、自ら現地へ足を運ばないといけない場合もあります(郵送が可能な自治体もあり)。

(2) 新墓(永代供養墓等)管理者から「受人証明書」を発行してもらう

散骨などの場合は、散骨業者から証明書などを発行してもらいます。自宅にひとまず手元供養する場合は旧墓地の自治体にその旨を伝え、相談しましょう。

(3) 旧墓地管理者から改葬許可申請書に署名・捺印をもらい「埋葬証明書」を発行してもらう

旧墓地が寺院墓地の場合は、この書類をも

(4)

らう前に、先に記したように住職に事前にご相談したうえで離壇の手続きをします。

仮にお寺とお墓の所在地が異なる場合は、旧墓地のある自治体にて改葬許可申請書を持ち、旧墓地管理者から署名・捺印をもらい、埋葬証明書を発行してもらいます。

(4) 必要事項を記入した「改葬許可申請書、埋葬証明書、受入証明書」を持って市区町村へ申請「改葬許可証」を発行してもらう

手続きが難しい場合は、司法書士や行政書士に依頼をしても良いでしょう。

(5) 旧墓地から遺骨を取り出す

「改葬許可証」を旧墓地の管理者へ提示し、仏式であれば、お墓に納骨されている仏様の魂を抜いて法要「御魂抜き（閉眼法要）」をしてもらいます。その後、石材店などに墓石を撤去してもらい、遺骨を取り出します。お墓があった場所は更地に戻して、墓石を処分します。

(6) 新墓地に納骨

新墓地の管理者に「改葬許可証」と「受入証明書」を提示します。そして、新しい墓地の前で読経してもらい「御魂入れ（開眼法要）」をしてもらいます。この開眼法要の後、納骨法要を行います。

4. 墓じまいの費用

墓じまいで最も気になるのは、旧墓地を墓じまいする費用といえるでしょう。「費用の

目安」を記載しておきますので参考にしてください。

■旧墓での費用

◇墓石の解体撤去費用

5万～15万程度 / m²

◇墓地を更地にする整備費用

20万～50万※墓地の広さによる

◇宗教者（お寺等）へ供養に対する御礼（お布施等）

お寺の場合は、離壇料の有無や法要等の奉納金額は、住職の考え方、戒名等の位によって異なります。

法律的には宗教の自由が認められており、「離壇料を支払わねばならない」という法律上の決まりはありません。しかし、檀家を離れるということは、金額の問題よりむしろ先祖代々、数十年、数百年お世話になったということもあり、礼節の問題です。一般的には、給料の1か月分くらいのお布施を包むのが一般的と言われています。

おわりに

先祖代々のお墓を墓じまい（改葬）する最大のメリットは、「無縁墓」という最悪の事態を招かないで済むということです。ご相談で、お墓を守る方から「ご先祖様に対して不義理をせずに済んだ。」という声をよく耳にします。墓じまいとは、罪悪感から免れることが出来る精神的な安定の要素が大きいと言えるかもしれません。

佐々木 悦 子／エンディングコンサルタント

一般社団法人 日本エンディングサポート協会 理事長

証券会社、互助会に勤務後、僧侶派遣会社を立ち上げる。その後、「24時間365日の葬儀・お墓の電話相談」を開設して、全国の葬儀社や寺院などから得たりアルな情報をベースに全国各地で葬儀やお墓の勉強会を開催するなど、葬儀・お墓のスペシャリストとして活躍中。